

イスタンブル日本人学校における 学校ステイタス問題と滞在許可取得について

前イスタンブル日本人学校 教頭

東京都小平市立花小金井南中学校 副校長 伊藤 克行

キーワード：学校ステイタス、就労許可、滞在許可、現地採用教員、文科派遣教員

1. はじめに

日本人学校はそれぞれの地で、どのようなステイタス登録し学校運営を行うかは、メリットデメリットを考え、最大限メリットを得られるようそれぞれの地で様々なステイタスで運営されている。

本校イスタンブル日本人学校もステイタス問題に悩む日本人学校の1つであり、またこのステイタス問題がここトルコでは日本人を雇用する際に大きな影響を及ぼすことから、この問題の現状と課題について整理したいと考えた。

2. これまでの経緯

イスタンブル日本人学校は領事館付属学校として1991年にスタートした。その後2010年に日本教育文化協会として登録をし、その後現在までトルコでは「日本文化を広める協会」というステイタスで学校運営を続けている。2010年の協会登録の際に学校ステイタス取得を検討したようだが施設面、教育課程面でのトルコ側条件のハードルが高く、結局協会ステイタスでスタートすることにしたようである。

その後、2011年8月2日にトルコ現労働省より「現地法人等の外国人社員1人に対し5人のトルコ人を雇うこと」（通称1対5ルール）という新たな条件が求められることになった。

このルールのスタートによりそもそも文部科学省派遣教員を中心に日本人による日本と同様の教育が行われている本校では、教員を含む日本人雇用の為の就労許可取得が大変難しいものになった。

我々文部科学省派遣教員（以下：文科派遣教員）は給料が日本国内から支払われるためトルコでは就労許可でなく滞在許可の取得が必要になる。

当時の校長は例年新派遣者の滞在許可取得にむけ、前年度2月頃に在イスタンブール日本国総領事館（以下：総領事館）を通じてトルコ外務省に文科新派遣教員のトルコ滞在許可発行依頼を記した口上書を提出していた。トルコ外務省が口上書を受け取った後、滞在許可を発行するトルコ移民局に発行を指示する流れとなっていた。

我々文科派遣教員滞在許可取得はトルコ移民局に対し、大変説明の難しい性質のものである。公用旅券を持つのに外交官ではなく教員であること、教員であるのに勤務先の日本人学校のステイタスは協会であること。さらに給与は日本から支払われるからである。そこでトルコ移民局への説明と滞在許可発行をできるだけスムーズに行うため、例年文科派遣教員の公用旅券が発行され次第、領事館に口上書の発行をお願いしていたのである。

滞在許可がないと銀行口座の開設ができず文科省から給与振込は不可能となる。ある年度は滞在許可発行が7月の夏休み直前までずれ込み、文科派遣教員の生活費が不足する深刻な事態も起きていた。

3. 在任期間中の課題と対応

私が着任した2016年度の就労許可、及び滞在許可取得にかかる経緯を振り返りながら課題と対応策について整理したい。

2016年度は教頭の私を含む7名の教員が文部科学省より派遣され、2016年4月8日にトルコ入りした。

派遣航空旅券手続を代行する旅行会社より派遣直前の2016年3月28日に連絡があり、「今年度については日本で滞在許可申請を行うため本人26,350円、同行の家族1人につき22,800円を振り込んでほしい」とのメールが届

いた。派遣者全員が支払を終えてトルコ入りしたが移民局は知らぬ存ぜぬの一点張りで通常通り滞在許可の申請をするよう求められた。結局2016年度文科派遣教員は例年同様の申請を行うこととなり、トルコ入りしてから改めて滞在許可申請を行うことになった。日本で支払い済みの滞在許可取得費用について日本の旅行社と1ヶ月近い交渉の上、返金をしてもらったが大変な労力を要した。

つぎに在任期間中の現地採用教員就労許可申請について記載する。

イスタンブル日本人学校は文科省派遣教員の他に現地採用教員を雇用している。現地採用教員は現地で採用し現地で給与を支払うので、滞在許可ではなく、就労許可の取得が必要になる。ここで前述の1対5ルールが問題となる。

2016年度は7月から補充のため2名の日本人スタッフを雇用することになり、就労許可取得に向け動くことになった。

当時イスタンブル日本人学校ではスタッフ全24名中7名がトルコ人であった。したがってトルコ人5に対して外国人1という割合からは遠く離れていた。そのため2016年度以前の現地採用日本人スタッフの就労許可取得には半年から1年近い時間を要した。

移民局への就労許可申請の際には「なぜ日本人を多く雇用する必要があるのか」を説明しなければならない。日本人学校としては「日本の学校として日本の児童生徒を教育するには日本人教師でなければならない」ことが第1の理由である。しかしここで今度は学校ステイタス問題が課題となってくる。本校はトルコで「学校」としての登録はなく「日本の子どもに日本の文化を教える」協会登録をしているからである。

私の派遣1年前の2015年度現地採用教員就労許可証取得にも1年近い時間がかかった。最後はイスタンブル日系企業の紹介でトルコ労働省実力者を紹介してもらい学校長がアンカラ労働省に出向き直接お願いをした。この面談時に「次回申請時までには学校ステイタス取得すること」を条件になんとか取得できたのである。

2016年度の申請に際してはこの経緯をふまえ、学校ステイタス問題を避けて通ることはできなかった。

4. 学校ステイタス問題について

前述のとおり領事館付属学校から2010年に日本教育文化協会として協会登録を行った際に、学校ステイタス取得を検討した。以下本校顧問弁護士を通じて得た2010年時点のトルコでの学校ステイタス取得要件の概要である。

学校設立には教育省の認可が必要、以下認可条件の一部。

① 学校設立要件

- ・所在場所がアルコールを提供する施設から100メートル以上離れているか。
- ・校庭が教育省の定める広さを満たしているか。
- ・各階級の小学校、中学校教育施設が建物の中で分離されているか。
- ・児童生徒数が教育省の定める基準を満たしているか。
- ・教育カリキュラム（通常学校施設と異なった教育カリキュラムには要認可）
- ・教職員の就労許可証取得。
- ・教育設備教育省の定める基準を満たしているか。

② その他一般事項

- ・教育内容についてはトルコ国家利益・モラル・文化等を尊重したものであるべきで教育大臣認可に添ったものであること。
- ・児童生徒は父母が外国人であること。トルコ国籍生徒の入学は不可。日本人以外の外国人生徒は可能。
- ・トルコ語やトルコ文化の教育を受けたトルコ人校長が必要。
- ・外国人校長任命に係る条件は最低2年間の教職経験。
- ・トルコ語やトルコ語教育を担う校長採用が出来ない場合、トルコ国籍教諭の採用を要する。
- ・教育プログラムについては政府指定のものに準じる必要があるが、異なるものとなる場合は許認可を要する。（認定教科書すべてのトルコ語訳が必要といわれた。）

2010年の学校ステイタス検討時、上記要件を満たすことはイスタンブールの児童生徒数、施設規模、予算面を含め現実的では無いと判断し、学校ステイタス取得を断念し、協会登録を行った。

以下3点が学校ステイタス断念のポイントである。

- ・100名未満の児童生徒数で今以上の校庭を含めた広い施設を校舎にすることはできない。
- ・日本の教育課程を行う必要があり、そのための翻訳作業、認可には日本円で100万円単位の費用を要する。
- ・トルコ人校長、またはトルコ人教員の雇用は日本の教育課程を実施する上で不向きである。

2016年度現地採用教員の就労許可申請に際しては運営委員会として学校ステイタスに取り組む姿勢（証拠）を見せつつ、（実際には学校ステイタスを取得せず）なんとか2016年度についても就労許可証を取りに行く方向で望むことにした。前向きな姿勢を示すためイスタンブール内の他国経営インターナショナルプライベートスクール2校にヒアリングを行うことにした。以下2校からの聞き取り内容を記載する。

2016年8月26日 A校

- ・学校規模：幼稚園から高校で580名
(トルコ人受入不可、2重国籍は基準上限まで受入可)、教員85名
- ・学校ステイタス取得：1911年
- ・トルコ人管理職の有無：無し（2名とも外国人）
- ・1対5ルールについて（就労許可申請）
問題なし、意識したことはない。2016年には若干の問題があり、取得に6ヶ月要した。
- ・トルコ文化歴史教育の実施について
2クラスに分けてトルコ語を指導
トルコ語を母語とするクラス→読み書きをきちんと指導
外国語を母語とするクラス→日常会話程度
- ・新規学校ステイタス取得について
ステイタスを持っていても教育省や地元当局とのやりとりはかなり煩雑。度ごとに根気強い説得が必要となる。
日本のカリキュラムを行うのであればステイタス認可は必要であろう。

2016年9月6日 B校

トルコ人ゼネラルマネージャーにヒアリング

- ・学校規模：幼稚園から高校で500名（トルコ人・2重国籍ともに受入不可）、教員80名
 - ・学校ステイタス取得：1998年
 - ・トルコ人管理職の有無：無し（2名とも外国人）
 - ・1対5ルールについて（就労許可申請）
オーナートルコ人のため、適用外（？）だが、トルコ国内での申請手続には4・5ヶ月要する。
 - ・トルコ文化歴史教育の実施について：週2時間程度実施
 - ・新規学校ステイタス取得について
学校開設には時間と膨大な書類が必要。政府の詳細な要求に応えられるかもポイント。具体的には施設建物のハード面、外国教育課程許可申請など。申請のために教育省OBを雇って取り組んでも1年近くかかるであろう。
- 2校の聞き取りによって本校100名以下の規模で、学校ステイタスを取ることが現時点では得策ではないと判断した。

5. 最後に

2016年度現地採用教員就労許可証取得については上記の準備を行い、2015年度同様、校長がアンカラ労働省に出向き面談の上、なんとか取得することができた。

2017年度、2018年度については文科派遣教員の滞在許可取得、現地採用日本人スタッフの就労許可証取得ともに準備には時間をかけたが、信じられないほどスムーズに進んだ。

不確かではあるがトルコの外国人就労に関する規制が緩和されつつあるという情報も影響しているのかもしれない。

3年間終えて滞在許可、就労許可問題について「こうすればうまくいく」という正解がないというのが私の結論である。学校ステイタスについてもトルコ国内で大きな制度変更がない限り、取得は現実的ではない。

私が経験したトルコでの就労許可、学校ステイタスに関わる問題は、全世界の日本人学校のいくつかが抱えている課題の1つと思われる。イスタンブール日本人学校では事務局がなく、運営委員会と協力して管理職が取り組んでいる。私自身大変苦労したが日本では経験できない貴重な経験となった。

今回の私のレポートが似たような問題を抱える在外教育施設関係者にとって、1つの参考になれば幸いである。